Ver 3

# 自民党広報本部 キャラクター利用ガイドライン

## 1.はじめに

この度、自民党広報本部では、広報本部公式キャラクターを作成しました。それに伴い、キャラクター利用に関するガイドラインを策定しました。
これは、誰でも表現にブレなく、クオリティを保ちながら、キャラクターの活用を行っていただき、適切なキャラクターコミュニケーションを行うために策定しています。皆様におかれましては、下記ガイドラインをお読みいただき、ご活用いただけますようお願いいたします。
本キャラクターは、自民党がその著作権を有し、また、商標登録を出願するものであり（商標出願 2025-61274、2025-61275）商標法及び著作権法その他の適用法令によって保護されています。

## 2．キャラクター設定

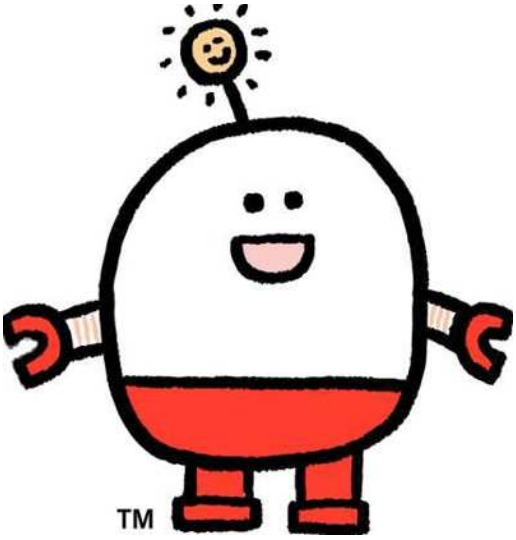


＜キャラクタープロフィール＞

名前：じみたん

モチーフ：ロボット

性別：なし

年齢：ひみつ

出身：町工場（日本）

性格：誰かを助けることが生きがい
やさしくて力持ち
好奇心旺盛で前向き

特徴：頭のアンテナでみんなの声をキャッチ
赤と白のふわふわボディ
（感情の変化によって色が変わったりする）
エネルギー源は子どもたちの笑顔

特技：いろんな形に変化できる

## 3．キャラクター画像素材集

・公式イラストは下記の通りです。

（各ポーズの改変はできません。ただし、拡大縮小は可能です）

◆じみたんポーズ一覧(全24種類)

## ４．許諾される利用方法

下記５記載の禁止事項に該当しない限り、自民党を応援する目的で、以下の態様においてキャラクターを利用することが出来ます。

１）営利目的※1 でない転載・複製

２）営利目的※1 でない二次的な著作物※2 の制作並びに頒布及び公衆送信

※1「営利目的」とは、直接的・間接的に現金、財物その他の経済上の利益を得る行為を指し、広告収入を伴う配信、販売目的の展示、誘導を伴うプロモーション行為等を含みますが、これらに限られません。

※2 党発表著作物を利用して制作する画像等、その他一切の創作物であり、著作権法上の二次的著作物に限られません。

## ５．禁止事項

前項に定めた目的・利用態様であっても、下記に該当する場合は、キャラクターを利用することはできません。

1）第三者の著作権その他の権利を侵害する態様の利用の場合

2）法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置（以下、単に「法令」といいます）に違反する行為に該当し、又は法令に違反する行為を惹起させる場合

3）公序良俗に違反する場合または他人の迷惑となる行為

4）党発表著作物を使用した著作物等を販売したり、使用して広告収入を得るなど、営利目的の利用をしていると自民党が判断した場合

5）自民党の支援を目的としない利用と自民党が判断した場合

6）自民党のイメージを損なう可能性がある場合

7）自民党または第三者になりすます行為または虚偽の情報を流布させる行為

8）暴力的な表現、性的表現、児童ポルノ・児童虐待に相当する表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引または助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を含む文脈での利用

9）他の政党・団体・個人へのヘイト・攻撃目的での利用

10）本ガイドラインに合意するための完全な能力または法的能力を欠いた者による利用

11）キャラクターの不適切な改変行為、キャラクターやその改変物を使用した風刺・揶揄の表現

12）その他キャラクターの利用が適切でないと自民党が認めた場合

◆キャラクターの利用にあたって
原則としてサイズ変更以外のキャラクターの改変は認められません。
キャラクター利用の禁止例は以下のとおりです（以下のような方法では利用しないでください）
1）反転してはならない
2）パーツ比率を変えてはならない
3）変形してはならない
4）傾斜をかけてはならない
5）ふちどりしてはならない
6）許可なく新たなポーズを作成してはならない
7）キャラクターの特徴を損なうような、極端なトリミングをしてはならない
8）服を着せたり、物を持たせたりなど、許可なく無断でパーツを追加してはならない
上記３,５,６及び８については、個人が本ガイドラインを遵守し、営利目的でない二次的な著作物を制作し及び公衆送信する場合については、この限りではありません。

## ６．その他

１）非公認の表示
皆様が制作した二次的な著作物を公表する場合には、「非公認」であると判別できるようにしてください。
「非公認」である旨の記載は、作品の目立つ位置（画像内またはキャプション等）に、明瞭かつ可読性のある大きさで明示してください。
また、二次的な著作物の公認は行っておりません。

２）ガイドライン非準拠行為への対応
ガイドラインに準拠していないキャラクターの利用が発覚した場合、自民党は以下の対応を講じることがあります。ご了承ください。
・利用の差止請求や損害賠償請求を含む法的措置
・各種 SNS・プラットフォーム運営者に対し、ガイドラインに準拠していないキャラクターの利用を含む動画・コンテンツの削除またはアカウントの停止要請

３）免責事項
・自民党の政策を訴求いただく場合には、党が公開している情報をよくご確認・ご理解いただいた上での訴求にご協力ください。

・本ガイドラインは予告なく必要に応じて変更することがあります、ご了承ください。
・本キャラクターの利用に起因して生じた第三者とのトラブルについては、ご自身で解決するものとし、自民党は責任を負いかねますので、予めご了承ください。

4）商標登録出願中のため、「TM マーク」をつけてご活用ください（6 月 19 日現在）

キャラクター利用に関する問い合わせ先
自民党広報本部キャラクター担当
media3@mail.jimin.jp